

平成28年 6 月27日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

平成28年 6 月20日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」が妥当との答申がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応することを決定しましたので、お知らせします。

1 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消

(1) 指定の取消となる保険医療機関

名称 医療法人恵英会 江坂中央歯科室
所在地 大阪府吹田市豊津町1番31号 由武ビル2階
開設者 医療法人恵英会 理事長 松梨 英彦 (法人番号 5120905002628)
取消年月日 平成28年 7 月 4 日

(2) 登録の取消となる保険医

氏名 松梨 英彦 (まつなし ひでひこ) (48歳)
取消年月日 平成28年 7 月 4 日

2 監査を行うに至った経緯

- 平成25年10月25日、匿名の者から近畿厚生局指導監査課に対し、実際には診療していないにもかかわらず、診療したものとして診療録を作成している旨の情報提供があった。
- 平成26年10月30日、個別指導を実施したところ、画像診断の診療報酬が請求されているにもかかわらず、エックス線フィルムがないことについて、松梨歯科医師から撮影をしていない旨の回答があった。また、歯冠補綴物の除去及び根管充填が算定されているにもかかわらず、エックス線フィルムを確認したところ、当該部位に根管充填を実施した形跡のないものが認められたことについて、松梨歯科医師は診療報酬を不正に請求したことを認めたものの、具体的な不正の事実が確認できなかったことから個別指導を中断した。
- 平成27年 2 月26日、個別指導を再開したところ、松梨歯科医師は、実際には歯冠補綴物の除去及び根管充填をしていないにもかかわらず、診療報酬を不正に請求したことを改めて認めたことから、個別指導を中止し、同日ほか計10回の監査を実施した。

3 取消処分の主な理由

監査において判明した取消処分の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。
(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (4) 実際に行った保険適用外である診療を保険適用である診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

4 不正・不当請求金額

監査において判明した不正・不当請求金額は、監査で使用した平成22年3月分から平成26年9月分までのレセプトのうち以下のとおり

| | | | |
|----------|------|------|-------------|
| ・ 不正請求金額 | 43名分 | 295件 | 44,381,767円 |
| ・ 不当請求金額 | 24名分 | 62件 | 133,745円 |

なお、監査において判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

5 再指定等

原則として、指定の取消及び登録の取消の日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消
健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号
- 保険医の登録の取消
健康保険法第81条第1号及び第3号